

# 公益社団法人日本ホッケー協会 執行役員規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）定款第24条の2に基づき、執行役員及び執行役員会に関し必要な事項を定め、経営と業務執行の適切な分離によるガバナンスの高度化及び業務執行体制の強化を図ることを目的とする。

### (基本原則)

第2条 執行役員制度の運営にあたっては、スポーツ団体ガバナンスコードの趣旨を踏まえ、透明性、公正性、多様性及び組織の持続的発展に配慮するものとする。

## 第2章 執行役員

### (執行役員)

第3条 本協会に、執行役員を置く。

2 執行役員の選任又は解任は、理事会の決議によるものとし、その委嘱又は解職は会長が行う。

3 執行役員の選任にあたっては、定款第25条第5項の趣旨を踏まえ、特定の親族関係者その他特別の関係を有する者に偏ることのないよう配慮するものとする。

4 本協会において懲戒処分その他これに準ずる措置を受けた者を執行役員に選任する場合には、理事会は、当該事案の内容、処分後の経過、改善状況その他諸般の事情を総合的に勘案し、その適格性を慎重に判断するものとする。

5 理事会は執行役員のうち必要と認める者を常務執行役員に選任することができる。

### (職務)

第4条 執行役員は、会長及び専務理事の統括のもと、本協会の業務執行を担う。

2 常務執行役員は、担当する本部、その他必要とされる部門の業務を統括する。

### (任期)

第5条 執行役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 執行役員の再任は、連続10年を超えることができない。

3 執行役員は、選任時において70歳未満でなければならない。

4 前二項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認め、その理由を議事録に記載した場合は、この限りでない。

(解職)

第 6 条 執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議を経て、会長が解職することができる。

- (1) 法令、定款又は本協会の規程に違反したとき
- (2) 心身の故障により職務遂行に支障があると認められるとき
- (3) 執行役員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) その他解職すべき正当な理由があるとき

2 会長は、緊急を要する場合には、理事会の決議に先立ち、執行役員の職務を一時停止することができる。

3 会長は、前項の措置を講じた場合、速やかに理事会へ報告し、その承認を得なければならない。

### 第 3 章 執行役員会

(執行役員会の設置)

第 7 条 本協会に、業務執行に関する事項を審議し決定する会議体として執行役員会を置く。

(権限)

第 8 条 執行役員会は、理事会の定める基本方針に基づき、本協会の業務執行に関する事項を審議し、決裁規程その他関連規程に定める権限区分に従い、必要な意思決定を行なう。

2 執行役員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定及び執行に関する事項
- (2) 事業計画にもとづいた予算策定、執行及び予算管理に関する事項
- (3) 理事会付議事項の事前審議に関する事項
- (4) 日本代表チームの運営及び国際競技大会に関する事項
- (5) 本協会主催大会の開催及び競技規則、競技役員、競技用具、施設等に関する事項
- (6) F I H、A H F、J O C、J S P O、国、地方公共団体、パートナーその他関係団体との連携及び渉外に関する事項
- (7) ホッケー競技の普及及び振興並びに社会的価値の創出に関する事業執行
- (8) 広報に関する事項
- (9) 業務執行に付随する法務・コンプライアンス、その他業務執行に関する事項
- (10) その他理事会から委任された事項
- (11) 上記事項のステークホルダーへの報告

(構成)

第9条 執行役員会は、会長、専務理事、常務執行役員及び執行役員をもって構成する。

- 2 事務局長は、執行役員会に出席し、説明及び意見を述べることができる。
- 3 執行役員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(招集)

第10条 執行役員会は、専務理事が必要に応じて招集する。

- 2 招集通知は、会議の日時、場所及び議題を記載し、原則として開催日の3日前までに、電磁的方法その他適切な方法により行うものとする。
- 3 執行役員全員の同意があるときは、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第11条 執行役員会の議長は、会長が務める。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、専務理事がその職務を代行する。

(決議)

第12条 執行役員会の決議は、議決に加わることができる執行役員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別利害関係人)

第13条 執行役員が執行役員会の決議事項について特別の利害関係を有するときは、当該執行役員は、その審議及び決議に参加することができない。

- 2 執行役員の利益相反管理については、別に定める利益相反管理規程による。

(書面又は電磁的方法による決議)

第14条 会長又は専務理事が必要と認めた場合は、書面又は電磁的方法により執行役員会の決議を行うことができる。

- 2 前項の場合において、議決に加わることができる執行役員の過半数の同意をもって決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 執行役員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録には、開催日時、開催方法、出席者、議事の経過及び決議事項その他必要な事項を記載する。
- 3 議事録は、理事会と同様の取扱いにより管理する。

(理事会への報告)

第16条 会長及び専務理事は、執行役員会における業務執行の状況及び重要事項について、理事会に報告しなければならない。

2 理事会は必要に応じて執行役員会に対し説明又は資料提出を求めることができる。

(会長専決)

第17条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない事情がある場合には、執行役員会の権限に属する事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決した事項について、次回の執行役員会及び必要に応じて理事会に報告しなければならない。

#### 第4章 雑則

(報酬等)

第18条

執行役員の報酬、費用弁償その他必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第19条 執行役員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

この規程は、令和8年6月20日から施行する。